明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十三条の三第一項第十二号を削り、同項第十一号中「第三十一条の二第二項第十一号に掲げる」を「第三十一条の二第二項第十二号に掲げる」に改め、同号イ中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十二号」に、「第二十条の二第十三項各号」を「第二十条の二第十四項各号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第三十一条の二第二項第十一号」を「第三十一条の二第二項第十二号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「同条第二項第十号」を「同条第二項第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第三十一条の二第二項第九号」を「第三十一条の二第二項第八号の二」を「第三十一条の二第二項第九号」に改め、同号イ中「第三十一条の二第二項第九号に掲げる」を「第三十一条の二第二項第九号イ」に改め、同号ロ(1)中「第三十一条の二第二項第八号の二イ」を「第三十一条の二第二項第八号の二ロ」を「第三十一条の二第二項第九号ロ」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十三号ロ中「通知に係る」の下に「都市計画法第四条第十三項に規定する」を、「かつ、」の下に「施行令第二十条の二第十五項各号に掲げる区域内に所在する旨及び」を加え、同項第十四号イ中「同号に」を「同号ハに」に、「及び」を「並びに」に改め、同号ロ中「イに規定する認定に係るイの区域」を「同号ロに規定する都市計画区域」に改め、同項第十五号イ中「同号に」を「同号ニに」に、「及び」を「並びに」に改め、同号ロ中「イに規定する認定に係る当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行うイの区域」を「同号ハに規定する都市計画区域」に改め、同条第五項中「第三十一条の二第二項第十一号」に改め、同条第六項中「第二十条の二第二項第十二号」を「第二十条の二第十三項第二号ハ」に改め、「及び次項」を削り、「のうち、それぞれ一の者とする。」を「をそれぞれ一の者とみなしたときにおける当該所有権を有する者又は当該借地権を有する者」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項第一号ハ中「の認定した」を「が認定した」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項第三号中「掲げる譲渡」を「規定する譲渡」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十一項第二号」を「第十項第二号」に改め、同項第一号中「第十一項第一号イ」を「第十項第一号イ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第十三条の五第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第十四条第五項第四号の四中「都市再開発法」の下に「(昭和四十四年法律第三十八号)」を加える。

第十七条の二第一項第二十九号中「(昭和五十五年法律第六十五号)」を削り、「法第三十四条の二第二項第二十五号に」を「同号に」に改める。

第十八条第二項第五号中「が当該公告」を「が同号に規定する農用地利用集積等促進計画」に改める。

第十八条の二第一項中「第三十五条第十一項」を「第三十五条第十二項」に改め、同項第一号中「のいずれかの場合に該当するものとして同条第一項の規定の適用を受ける」を「に掲げる場合に該当して同条第一項の規定の適用を受ける」に改め、同号イ中「のいずれかの場合に該当するものとして」を「に掲げる場合に該当して」に改め、同号ロ中「のいずれかの」を「に掲げる」に改め、同項第二号ハ中「及び次項第二号イ(2)」を「並びに次項第二号イ(2)(i)及び(3)(viii)」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同号ニ及びホ中「第三十五条第五項」を「第三十五条第六項」に改め、同条第二項中「第三十五条第十一項」を「第三十五条第十二項」に改め、同項第二号イ(3)中「同条第四項」を「同条第五項」に、「及び(ii)」を「、(ii)及び(viii)」に改め、同号イ(3)(i)及び(iii)から(v)までの規定中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に、「第二十三条第六項各号」を「第二十三条第八項各号」に改め、同号イ(3)(vi)中「第二十三条第六項各号」を「第二十三条第八項各号」に、「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同号イ(3)に次のように加える。

(vii)　相続等による当該被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした法第三十五条第三項に規定する相続人の数

第十八条の二第二項第二号イ(4)中「第三十五条第三項第一号ロ」を「第三十五条第三項」に、「地震に対する安全性に係る規定又は基準」を「耐震基準（ハ(3)(ii)及び(4)において「耐震基準」という。）」に改め、同号ロ(3)中「同条第四項」を「同条第五項」に、「(iv)まで」を「(iv)まで及び(ix)」に改め、同号ロ(3)(i)及び(v)から(viii)までの規定中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同号ロ(3)(viii)中「第二十三条第六項各号」を「第二十三条第八項各号」に、「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同号ロ(3)に次のように加える。

(ix)　イ(3)(vii)に掲げる事項

第十八条の二第二項第二号に次のように加える。

ハ　対象譲渡が法第三十五条第三項第三号に掲げる譲渡である場合　次に掲げる書類

(1)　当該対象譲渡による譲渡所得の金額の計算に関する明細書

(2)　イ(2)に掲げる書類

(3)　当該対象譲渡をした被相続人居住用家屋（法第三十五条第三項第三号に規定する被相続人居住用家屋をいう。(3)及び(4)において同じ。）又は被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等（同号に規定する被相続人居住用家屋の敷地等をいう。）の所在地の市町村長又は特別区の区長の次に掲げる事項（同条第五項に規定する居住の用が対象従前居住の用以外の居住の用である場合には、(i)及び(ii)に掲げる事項）を確認した旨を記載した書類

(i)　イ(3)(i)、(ii)及び(vii)に掲げる事項

(ii)　当該対象譲渡の時から当該対象譲渡の日の属する年の翌年二月十五日までの期間（(4)において「特定期間」という。）内に、当該被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなつたこと又は当該被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をしたこと。

(iii)　イ(3)(iii)から(vi)までに掲げる事項

(4)　当該対象譲渡をした被相続人居住用家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める耐震基準に適合する家屋である旨を証する書類又は当該対象譲渡をした被相続人居住用家屋の登記事項証明書その他の書類で、特定期間内に当該被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした旨を証する書類

(5)　イ(5)に掲げる書類

第十八条の二第三項中「第二十三条第六項第一号」を「第二十三条第八項第一号」に、「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改め、同条第四項中「第二十三条第十三項」を「第二十三条第十五項」に、「第三十五条第五項又は第六項」を「第三十五条第六項又は第七項」に改める。